



第4号様式

流教公第203号  
令和4年3月3日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部公民館	指摘	行政財産使用料について、行政財産使用料条例において、1ヶ月以上の建物の使用に係る使用料は消費税相当額（算出した額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数切捨て））を加算することと規定しているが、加算されていなかった。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。	令和3年度の行政財産使用料について、流山市行政財産使用料条例に基づき適正な使用料を算出し、差額分の請求を行いました。 算出根拠を明確にし、事務処理ミス防止対応方針を課内で回覧、共有し、適正な事務処理に努めます。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。